

# 建築物衛生法に基づく水質検査について

## 6月～9月は建築物衛生法の指定分析期間です

特定建築物は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）の規定により、飲料水の水質検査を定期的に行わなくてはなりません。検査のうち、消毒副生成物と呼ばれている項目については、毎年6月～9月に検査を行う事が規定されています。

### 検査はお済ですか？ ご予定は立てられていますか？

平成20年4月1日からは消毒副生成物の項目に該当する『塩素酸』が追加され、全部で12項目となりました。検査のことをお忘れになり、9月に駆け込みで行われることも少なからず見受けられます。そのような事のないように今のうちから検査計画を立てておきましょう。

### 当社は、お客様が採取・分析を忘れないサービスをご提供！

当社では『受発注システム』というサービスをお客様へ無料でご提供。このシステムはお客様の年間契約を登録しておくことで、予定日が近づいた時、もしもの取り忘れの時に、eメールにてお知らせします。このシステムを使えば、複数の物件の年間管理計画が立てられ、分析依頼もスムーズに行えます。また、『WEBシステム』のご利用により、分析結果の確認・管理もリアルタイムで行えます。こちらのサービスも無料ですので、ぜひご利用ください。

### 分析結果は、高い精度と短い納期でお届けします

当社では、建築物衛生法に基づく水質検査登録はもとより、水道法に基づく水質検査機関として厚生労働大臣の登録も受けており、精度の高い分析と、信頼のおける検査結果をご提供させて頂いています。また、分析に必要な各種設備も充実。結果をお急ぎの時にもぜひご相談ください。

